

人 対 第 26 号
令和 8 年 8 月 24 日
(人権同和対策課扱い)

鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会会長 様

鹿児島県知事

本県におけるパートナーシップ制度導入について（諮問）

このことについて、鹿児島県人権尊重の社会づくり条例第 7 条第 2 項第 2 号の規定により、本県における性的マイノリティの方を対象としたパートナーシップ制度導入の可否について、貴審議会の意見を求めます。

本県におけるパートナーシップ制度導入について

1. 導入検討の背景

令和 5 年 6 月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、国、地方公共団体及び事業主等の役割が明記された。

また、今年 6 月には、同法に基づく「基本計画」が閣議決定され、性的指向や性自認の多様性に関する国民一人一人の理解を深め、性的マイノリティとマジョリティが互いに人権と個性を尊重しつつ、安心して生き生きと暮らすことができる共生社会の実現を目指す基本理念が示された。

しかし、社会では、依然として根強い固定観念や、婚姻制度等を前提とした社会的な仕組みの中で、性的マイノリティの方々は差別や偏見を受けたり、生活上の困難や生きづらさを抱えている。

また、多くの社会制度が異性のパートナーを前提としており、異性のパートナーに認められている財産分与や相続等の権利が、同性のパートナーには認められていない状況の中、全国の自治体や企業では、パートナーシップ制度の導入が加速化している。

本県においては、令和 7 年 3 月に改定された「鹿児島県人権教育・啓発基本計画（3 次改定）」に基づき、性的マイノリティの方を対象とした支援策として、本県におけるパートナーシップ制度のあり方を検討することとしている。

2. 導入検討に係る調査結果の概要

- (1) 今年 6 月に実施した LGBTQ 当事者へのアンケート調査においては、性的指向及び性自認に関する差別・偏見による生きづらさの解消に向け、県による公的承認（制度導入）や、理解促進・相談支援体制の充実を求める切実な意見が寄せられた。
- (2) 今年 6 月から 7 月にかけて実施した「性の多様性等に関する県民意識調査」では、6 割超の県民から同制度の導入に前向きな意見が示された。
- (3) 今年 6 月から 7 月にかけて実施した県内市町村を対象とした調査においては、県の制度導入に反対の意見はなく、約 6 割の自治体が制度導入について前向きな意見であった。
- (4) 今年 4 月から 7 月にかけて実施した制度導入済み自治体への聞き取り調査においては、社会的に二人の関係を認めてほしいという思いや、日常生活における様々な場面での説明や手続きが円滑になることなどから、制度を利用する方が着実に増加している自治体が多く、制度導入後の運用においても特段支障や問題が生じている自治体は見受けられなかった。